

委託契約書（案）

発注者 大分県知事 佐藤 樹一郎（以下「甲」という。）と受注者 （以下「乙」という。）は、大分県総合ヘルプデスク運営業務（以下「本業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、本業務を乙に委託し、乙は信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（本業務）

第2条 乙は、前条の本業務について、別紙「大分県総合ヘルプデスク運営業務委託仕様書」により業務を遂行するものとする。

（委託期間）

第3条 本業務の委託期間は、令和7年11月1日から令和9年10月31日までとする。

（委託料）

第4条 本契約に基づく委託料は、 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

2 委託料の月額及び各年度の内訳については、別表のとおりとする。

（契約保証金）

第5条 大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により免除とする。

（本業務遂行の方法等）

第6条 乙が本業務を行う場所は、大分県総務部デジタル政策課等とする。

2 甲は、乙に対し本業務に必要な範囲で甲の施設、設備等は無償で使用するものとする。

3 乙は、前項の施設、設備等の使用にあたっては、善良なる管理者の注意をもってしなければならない。

4 乙は、本業務を遂行する場合は、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

（1）乙は、本業務に従事する者を選定し、あらかじめ文書により甲に通知する。これらの者を変更したときも同様とする。

（2）本業務に従事する者は、乙の発行する身分証明書を携帯し、甲からデータ保護又は防犯上の必要性に基づく要請があったときには、これを提示する。

（3）甲は、管理上又は本業務遂行上、乙から通知のあった本業務従事者が不適当と認められた場合は、その交代を求めることができるものとする。

（検査）

第7条 乙は、毎月初め、前月に実施した本業務にかかる報告書を提出しなければならない。なお、年度末及び契約の最終月においては、実施した月の月末までに報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書を受領したときは、その日から10日以内に乙の立会いのうえ契約の履行について検査を行うものとする。

- 3 前項の検査に合格しないときは、乙は甲の指定した期間内に修正を行い、甲の再検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、甲が乙から修正完了の報告を受けた日から起算するものとする。

(委託料の支払)

- 第8条 乙は、第7条による検査に合格したときは、前月分の委託料を別表のとおり甲に請求するものとする。
- 2 甲は、乙から適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

- 第9条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(再委託の禁止等)

- 第10条 乙は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、事前に甲と協議し書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。
- 2 前項の主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。
- 3 乙は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承認を得なければならない。
- なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 4 前項の規定は、受託者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。
- 5 第3項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。
- 6 乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。
- 7 第1項ただし書きの場合、乙は、自らの責任で再委託先（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。）に本契約に基づく一切の義務を遵守させることを条件として、甲の機密情報又は個人情報を再委託先に提供し、これを利用させることができるものとする。
- 8 前7項の規定は、甲の承認を得て再々委託（再委託の相手方が更に再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われることをいう。）する場合について準用する。

(機密の保持)

- 第11条 甲及び乙は、本業務における「機密情報」を、本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、次の各号に該当するものと定義する。
- (1) 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として提供される情報
- (2) 秘密である旨を告知した上で、口頭で提供される情報であって、口頭による提供後

遅滞なく当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により提供されたもの

- 2 甲及び乙は、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき互いに機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

(個人情報の保護)

第 12 条 乙は、本業務を行うに当たり取り扱う個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。）について、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

(本業務の調査等)

第 13 条 甲は、必要と認めるときは乙に対して本業務の処理状況に関し調査し、又は報告を求めることができる。

(著作権)

第 14 条 乙が、甲の委託により作成した成果物の著作権の取り扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 乙は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条、第 26 条の 2、第 27 条及び第 28 条に規定する権利を、甲に無償で譲渡するものとする。
- (2) 甲は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号または第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、または任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 乙は、甲の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条の規定を行使することができない。

(本業務内容の変更等)

第 15 条 甲は、必要がある場合には、本業務の内容を変更し、又は本業務を一時中止し、もしくは打ち切ることができる。この場合において業務委託料または履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(契約不適合責任)

第 16 条 乙が第 7 条により報告書を提出した後、仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容と適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は乙に、相当の期間を定めて契約不適合の修補の請求をすることができる。

- 2 仕事の目的物の契約不適合について、修補が不能な場合又は修補を甲の定めた期間内に乙が完了することができなかった場合、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、その契約不適合により契約の目的が達成されない場合は、契約を解除することができる。
- 3 仕事の目的物について契約不適合があった場合は、甲は乙に、損害の賠償を請求することができる。ただし、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由により発生したときは、甲は乙に対して損害賠償の請求をすることができない。
- 4 甲は、甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙がその材料や指図が不適當であることを知りながら告げなかったときは、この限りで

はない。

- 5 甲が契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が契約不適合について引き渡しの時に知り、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りではない。

(違約金)

- 第17条 乙の責めに帰すべき事由により、甲が契約を解除したときは、乙は委託金額の10分の1を違約金として甲の指定する期間までに納付しなければならない。

(義務違反の場合における損害賠償)

- 第18条 乙は、第19条第5号の場合のほか、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。
- 2 甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の態様及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

(契約の解除)

- 第19条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。
- 一 履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき、または、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。
 - 二 乙に誠意がなく、完全に業務が完了する見込みがないと認められたとき。
 - 三 契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。
 - 四 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。
 - 五 本業務を処理するために乙が取り扱う機密情報・個人情報について、乙の責に帰すべき理由による機密情報・個人情報の漏えい等があったとき。
 - 六 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき

(履行遅滞の場合における賠償金)

- 第20条 甲は、乙が、履行期間内に本業務を完了することができない場合は委託金額につき、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。
- 2 前項の遅延賠償金は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。
- 3 甲の責めに帰する理由により、第8条第2項の委託金額の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の支払を請求することができるものとする。

(協力義務)

- 第21条 甲及び乙は、本業務の実施にあたり、円滑にその目的を達成するため相互に協力するものとする。

(協議)

第 22 条 この契約に定めのない事項について約定する必要が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上定めるものとする。

(特約事項)

第 23 条 この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

この契約が成立したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ1通を所持する。

令和7年 月 日

甲 大分市大手町3丁目1番1号
大分県知事 佐藤 樹一郎

乙

(別表)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度
4月	—		
5月	—		
6月	—		
7月	—		
8月	—		
9月	—		
10月	—		
11月			—
12月			—
1月			—
2月			—
3月			—
年度計			